

議案第8号

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部 を改正する条例

次のとおり鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年11月30日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="360 363 450 395">附 則</p> <p data-bbox="286 424 367 453">1 略</p> <p data-bbox="297 480 510 509">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="286 536 992 564">2 この条例は、<u>令和5年1月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1200 363 1290 395">附 則</p> <p data-bbox="1126 424 1207 453">1 略</p> <p data-bbox="1137 480 1350 509">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="1126 536 1832 564">2 この条例は、<u>令和4年1月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。